

助成金・補助金一覧表〈地域〉

(2020年6月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
自治会等掲示板設置等補助金	市に登録された自治会等またはその連合体	行政情報や地域情報を広報する掲示板の設置や補修に要する経費	設置や補修に要する経費の1/2以内(上限20万円)	6月下旬に自治会便を通して案内。7月下旬までに申請。予算の範囲内で助成。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/keijiban.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/keijiban.html</a>
明石市集会施設整備補助金	市に登録された自治会等またはその連合体	集会施設の新築、増改築等に要する経費	新築、増改築等に要する経費の1/3以内で、新築・購入は上限800万円、増改築・改造は上限400万円。	翌年度の補助金の募集を8月下旬に自治会便を通して案内。9月下旬までに申請。助成決定は翌年度。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html">http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html</a>
明石市集会施設用地取得補助金	市の認可を受けた地縁による団体またはその連合体	集会施設の用地取得に要する経費	用地取得に要する経費の1/3以内(上限1,000万円)	翌年度の補助金の募集を8月下旬に自治会便を通して案内。9月下旬までに申請。助成決定は翌年度。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html">http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html</a>
明石市自治会放送設備整備補助金	市に登録された自治会等またはその連合体	放送設備の新設や修理に要する経費	新設、修理に要する経費の1/3以内で、新設は上限80万円、修理は上限40万円。	翌年度の補助金の募集を8月下旬に自治会便を通して案内。9月下旬までに申請。助成決定は翌年度。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/hoso.html">http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/hoso.html</a>
コミュニティ助成事業	市に登録された自治会等またはその連合体 ※下記の団体等は対象外 特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会、宗教団体、営利団体、公益法人、地方公共団体が出資している第3セクター及び活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等	①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 ②コミュニティセンター助成事業 住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業 ※認可地縁団体名義の建物の保存登記が必要	①一般コミュニティ助成事業 100万円～250万円 ②コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内(上限1,500万円) ※いずれも1件につき10万円単位(10万円未満を切り捨て)	例年9月頃に県から案内 9月下旬までに関係書類を明石市コミュニティ・生涯学習課へ提出 ※申請された全ての団体に助成されるとは限りません	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 TEL 078-341-7711	<a href="http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity">http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity</a>
明石市市民活動サポート事業	①ベーシックコース 市内在住、在勤又は在学する18歳以上の5名以上で構成された団体 ②ステップアップコース ①に加え、継続的に3年以上公益的な活動を行っている団体	①ベーシックコース 申請団体自らが実施する公益的事業 ②ステップアップコース ①に加え、総事業費が30万円以上かつ事業の対象範囲が概ね小学校区以上の地域に及ぶもの	①ベーシックコース 上限10万円 ②ステップアップコース 総事業費の3/4以下で、かつ上限30万円 ※採択2回目は上限25万円、3回目は上限20万円	4月上旬～5月中旬に申請書を持参。審査会を行い、助成団体を決定。 ※今年度の募集は終了しました。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/s_katsudo_support.html">http://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/community_machizukuri_shimin/hojokin_itaku/s_katsudo_support.html</a>
県民交流広場を活用した地域力の強化事業	平成16年度から平成29年度に、兵庫県の県民交流広場補助事業(整備費・活動費)を実施した団体	県民交流広場の地域力の強化につながり、拠点機能を今後とも発揮するために必要となる備品の更新や修繕、新規購入等	上限100万円 (平成30年度に本事業を利用した団体は、助成額が100万円から平成30年度の助成額を差し引いた額)	令和2年4月1日～11月30日	兵庫県企画県民部県民生活局県民生活課ふるさと交流班 TEL 078-362-3136	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/chiikiriyokukyoka_2020.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/chiikiriyokukyoka_2020.html</a>
県民交流バス	自治会・婦人会・老人クラブ・子ども会等の地域団体やグループで、見学の参加人数が20名以上の団体	県の施設などの見学により、地域間交流を図るため、バス借上料の一部を補助	・1日コース 上限5万円 ・宿泊コース 上限10万円 (消費税、通行料、ガソリン代、自動車保険料を除く)	年度を4つに区分し、各期ごとに募集(第1期は3月2日から)	兵庫県東播磨県民局総務防災課 TEL 079-421-9260	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac20/hashiken.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac20/hashiken.html</a>

助成金・補助金一覧表《地域》

(2020年6月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
東播磨地域づくり活動 応援事業	次の①②の要件を満たす地域団体 ①東播磨地域の中の一定の区域を基盤とし、 地域に根ざした活動をしていること ②規約や代表者を決めていること	次の①～⑥の要件を満たす事業 ①地域社会の共同利益の実現に向けて、地 域団体が主体的に実施する事業 ②複数の地域団体が協働又は連携して実施 する事業 ③新規事業又は拡充して実施する事業 ④地域の活性化又は課題解決につながる事 業 ⑤総事業費が10万円以上の事業 ⑥令和2年4月1日～令和3年3月11日の期間 に実施され、完了する事業	50万円以内	令和2年3月23日～4月24日 <b>※今年度の募集は終了しました。</b>	こころ豊かな美しい東播磨 推進会議事務局(兵庫県 東播磨県民局地域振興室 県民課内) TEL 079-421-9290	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/eh02_2_000000002.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/eh02_2_000000002.html</a>
地域相互見守りモデル事 業(地域となり組)	県内に所在する次のいずれかの団体で、以下 の要件を全て満たす団体。 ①地域団体(自治会、婦人会、老人クラブ、子 ども会等) ②地域団体による協議体(まちづくり協議会等 の住民自治組織、連合自治会等) ③NPO法人等(地域団体等との連携が必須) [要件] ・定款または会則を規定していること。 ・当該年度の事業計画書及び収支予算書を作 成していること。 ・団体の構成員が5人以上で、役員名簿又は 構成員名簿を作成していること。 ・事業実施にあたり保険(イベント保険・ボラン ティア保険等)に加入するなど、事故等への対 応に配慮すること。	地域団体やNPO法人等が、地域において住民 相互の見守り活動(子育て支援、高齢者・障害 者の見守り活動、地域防犯活動、見守り活動 に係る居場所運営等)に取り組む事業	1地区あたり上限50万円	令和2年5月22日～6月22日 <b>※今年度の募集は終了しました。</b>	兵庫県健康福祉部社会福 祉局地域福祉課地域福祉 班 TEL 078-362-3181	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/fukushikaku.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/fukushikaku.html</a>
明石市認知症カフェ助成 金	認知症カフェを開催する団体で、次に掲げる要 件をすべて満たすもの ①市内の定まった会場(10人以上参加可能)で 開催すること ②月1回以上開催し、1回当たりの開催時間が おおむね2時間以上であること ③専門家(※)が1人以上参加すること ④認知症地域支援推進員と連携して開催する こと ⑤宗教的又は政治的な活動を伴わないこと ⑥営利活動を伴わないこと ⑦法令及び公序良俗に反しないこと (※)専門家とは、認知症に関する相談に対応 できる者であって、医師、看護師、保健師、作 業療法士その他の医療関係者又は介護支援 専門員、介護福祉士、社会福祉士その他の介 護・社会福祉関係者	認知症カフェの開催に要する経費及び認知症 カフェを新たに開設するための経費	【運営助成金】 上限6万円(毎年度)。 ただし、年度途中の申請の場合は月割 した額。  【開設助成金】 上限2万円(開設年度のみ)。	随時	明石市福祉局高齢者総合 支援室高年福祉係 TEL 078-918-5288	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kenko/koresha/nintisyo.html">https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kenko/koresha/nintisyo.html</a>
敬老月間推進(敬老会開 催)事業	①市の登録を受けた自治会等 ②校区(地区)連合自治会 ③まちづくり協議会、コミュニティ推進協議会 ④概ね小学校区単位の自治会等で構成し、市 長が適当と認める団体	敬老会(高齢者を会場に招き、長寿を祝うた めに開催する催し)開催事業	・校区一括で開催する場合は、1小学校 区あたり30万円を上限 ・自治会毎に開催する場合は、自治会 等における世帯数及びイベントの内容 等を考慮し、1小学校区あたりの上限額 を変更	毎年6月に各小学校区の代表者に照会 し、開催希望校区団体は、敬老会開催 1ヶ月前までに申請。	明石市福祉局高齢者総合 支援室いきいき係 TEL 078-918-5166	—

助成金・補助金一覧表 <地域>

(2020年6月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
高年クラブ活動促進(老人クラブ助成)事業	・概ね60歳以上の10人以上の市民で構成する高年クラブ ・市内の高年クラブで組織する明石市高年クラブ連合会	・老人クラブ助成事業及び老人クラブ活動強化推進事業(子育て支援・高齢者見守り活動、健康体操等の実施・普及促進活動) ・市町老人クラブ連合会活動促進事業(研修会、各種発表会等)	①適合クラブ(会員数30人以上) 年額120,000円(10,000円×12ヶ月) ②中規模クラブ (会員数25人以上30人未満) 年額84,000円(7,000円×12ヶ月) ③小規模クラブ (会員数10人以上25人未満) 年額60,000円(5,000円×12ヶ月) ④明石市高年クラブ連合会 補助基準額の算定基準により算定した額	随時	明石市高年クラブ連合会事務局 TEL 078-911-5518  明石市役所福祉局高齢者総合支援室いきいき係 TEL 078-918-5166	<a href="https://akashikcr5518.wixsite.com/akashi-koclre">https://akashikcr5518.wixsite.com/akashi-koclre</a>
シニア活動応援事業	高齢者の健康づくり・生きがいづくり、地域貢献活動等を目的に高齢者の居場所を新たに運営する又は既に運営している地域の住民又は団体であること	元気な高齢者が自主的に運営し、高齢者等の居場所や活動の拠点として、地域貢献等を行う活動の場(ふれあいの居場所)を提供する取組に対し、その経費の一部を補助する。	・整備費 上限額25万円(初年度に限る) ・運営費 実支出額または開催回数×2,500円のいずれか低い額(上限額25万円)	随時 (郵送またはメール)	明石市福祉局地域共生社会室地域総合支援担当 TEL 078-918-5289	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/siniakatudououen.html">https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/siniakatudououen.html</a>
合理的配慮の提供を支援する助成制度	①商業者などの民間の事業者 ②自治会などの地域の団体 ③サークルなどの民間団体	事業者や地域の団体が、必要な合理的配慮を提供するための環境を整える際にかかる費用を市が助成。	・コミュニケーションツールの作成費(上限額5万円までは全額助成) ・物品の購入費(上限額10万円までは全額助成) ・工事の施工費(上限額20万円までは全額助成)	随時	明石市福祉局生活支援室障害福祉課 TEL 078-918-5142	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_ka/sabetsu/joseikin.html">https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu_ka/sabetsu/joseikin.html</a>
国際交流活動助成金	明石市内を中心に活動する国際交流団体で次の要件をすべて満たす団体 ・明石市内に事務所又は活動の拠点があり、継続的国際交流活動に取り組む非営利団体 ・18歳以上の5名以上で構成されており、団体規約(又は会員名簿)がある。	・在住外国人等への支援事業 ・青少年交流促進に関する事業 ・国際理解促進のための啓発事業 ・姉妹都市、友好都市等の継続的な交流事業 ・その他市民レベルの国際交流事業で、理事長が適当と認める事業	助成対象事業経費の1/2以内とし、以下のとおり。 ・年間を通じた(月1回以上)助成事業は、6万円を上限。 ・その他の助成事業は、3万円を上限。	令和2年4月1日～4月25日 <b>※今年度の募集は終了しました。</b>	公益財団法人 明石文化国際創生財団 TEL 078-918-0044	—
文化芸術振興事業助成金	明石市内を中心に活動する文化芸術団体で次の要件をすべて満たす団体及び個人 ・明石市内に事務所又は活動の拠がある ・団体の場合は、18歳以上の5名以上で構成されており、団体規約(又は会員名簿)がある。 ・個人は18歳以上の方	・幅広く広報を行い、市民誰もが参加できる参加型文化芸術イベント ・芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業 ・文化講演会、セミナーなどの啓発普及事業などで、原則100名以上収容できる会場もしくは100名以上の集客が見込めるもの。かつ、参加料無料もしくは安価であり、事業目的を達成するため必要最低限のものであること。	助成対象事業経費の1/3以内とし、 ・団体は10万円、個人は3万円を上限とする。	令和2年4月1日～4月25日 <b>※今年度の募集は終了しました。</b>	公益財団法人 明石文化国際創生財団 TEL 078-918-0044	—
文化遺産総合活用推進事業	地域の文化遺産の所有者や保護団体(保存会)等で、次の4つの要件を満たすもの。 ・定款、寄付行為に類する規約を有すること ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること ・活動の本拠となる事務所等を有すること	(1)地域の文化遺産次世代継承事業 ①情報発信事業(平成30年度に実施した事業と連動して実施する補助事業者の事業に限る。) ②人材育成事業 ③普及啓発事業 (2)伝統文化継承基盤整備 ①記録作成事業 ②後継者養成事業 ③用具等整備事業 (3)その他(地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる取組	文化庁の採択決定をうけ、令和2年4月上旬頃に補助金の交付決定通知を送付見込み。	令和2年度実施分は令和元年12月18日応募提出期限。	明石市市民生活局文化・スポーツ室文化振興課文化財係 TEL 078-918-5629	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/</a>

助成金・補助金一覧表〈地域〉

(2020年6月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
伝統文化親子教室事業	伝統文化・生活文化の振興等を目的とする団体	次代を担う子供たちを対象に、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・習得できる取組及び教室で習得した芸芸等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組が対象。	対象事業を実施する上で必要となる経費を支援し、事業ごとに50万円が上限。	令和2年度実施分は令和元年2月14日応募提出期限。 2021年(令和3年)度の募集期間は未定。	明石市市民生活局文化・スポーツ室文化振興課 文化財係 TEL 078-918-5629	<a href="http://www.oyakokyoshitsu.jp/">http://www.oyakokyoshitsu.jp/</a>
明石市まち賑わい創出事業補助金	補助対象者は以下に掲げるものとする。 (1) 商店街等 (2) 商店街等が共同してイベント等を行うために組織する実行委員会 (3) 明石市商店街連合会 (4) 商店街等と校区まちづくり組織が共同してイベント等を行うために組織する実行委員会	まちの活性化及び交流人口の増加を図ることを目的として、市内の諸団体等がまちの賑わいを創出するための事業を実施する場合に、その経費の一部を補助する。	補助対象経費の2/3以内(上限50万円)	年度初め(4月中旬～5月中旬頃)に補助金認定申請書等を提出する。 <b>※今年度の募集は終了しました。</b>	明石市市民生活局産業振興室産業政策課 TEL 078-918-5098	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html">https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html</a>
社会福祉法人明石市社会福祉協議会サロン活動助成金	市内の地域住民を構成員(5人以上)とし、ミニケアサロンもしくはふれあいサロンを運営するグループ	市内地域を拠点に地域から孤立しがちな地域住民と協働したミニケアサロンもしくはふれあいサロンの開催(おおむね月1回以上)に係る経費の一部を助成	サロン1か所に対し活動に対する助成金として上限3万円	4月下旬～5月下旬 (6月以降は別途相談)	明石市社会福祉協議会 地域支援課地域福祉係 TEL 078-924-9105	<a href="http://www.akashi-shakyo.jp/vo./salon.html">http://www.akashi-shakyo.jp/vo./salon.html</a>
ひょうごボランティア基金ボランティア活動助成事業助成金	次の要件をすべて満たす法人格を持たないボランティアグループ・団体(以下「団体」という。) ・団体の主たる事務所の所在地又は代表者の住所が県内にあること ・明石市社会福祉協議会に届け出している団体 ・団体の構成人数が5人以上 ・主として特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条別表に掲げる活動分野の団体	県内において主として不特定多数の公益の増進を図ることを目的とした、自主的かつ継続的なボランティア活動を、年度中に12日以上行い、かつ、助成対象経費が6万円(消費税込)以上ある活動。 ただし、以下の活動は、活動日数には含まれない。 ・宗教・政治・営利活動 ・ベルマーク等の収集活動 ・募金活動 ・物品・現金の寄贈 ・アルコール飲食を伴うような活動 ・団体メンバーのみを対象とした練習、学習会や例会・ミーティング・親睦会等 ・活動の性質上1人の活動とならざるを得ない活動以外での1人で行う活動	1団体あたり上限3万円	令和2年7月1日～8月31日  所定のエントリー書に必要事項を記入し、明石市社会福祉協議会へ提出	明石市社会福祉協議会 地域支援課地域福祉係 TEL:924-9105 または ひょうごボランティアプラザ TEL:078-360-8845	<a href="https://www.hyogo-vplaza.jp/grant_donation/plaza_grant/grant_v.html">https://www.hyogo-vplaza.jp/grant_donation/plaza_grant/grant_v.html</a>
公募配分事業(赤い羽根共同募金・善意銀行)	明石市内で地域活動を行うボランティア団体・福祉活動団体・自治会・町内会・福祉施設など(赤い羽根共同募金運動の参加団体もしくは市社会福祉協議会の賛助会員等に限り)で、市からの補助金等が50万円未満の団体等 ※詳細は市社協ホームページを参照	次年度に行う、 ・地域福祉活動事業 ・周年、記念事業 ・備品購入、資機材制作事業 ・コロナ禍において地域の一助となった活動(予定)等 ※詳細は市社協ホームページを参照	・5～20万円(事業による) ※1～2割以上の自己負担必要 ※20万円以上の助成については別途相談	12月頃を予定(次年度の事業が対象)	明石市社会福祉協議会 法人運営課企画経営係 TEL078-924-9105	<a href="http://www.akashi-shakyo.jp/bokin.htm">http://www.akashi-shakyo.jp/bokin.htm</a>
老後を豊かにするボランティア活動資金助成	地域において、助成の趣旨に沿った活動を行っている比較的小規模な任意参加のボランティアグループで、次の要件を満たすもの。 (1) 必要要件 ① グループメンバー:10人～50人程度。 ② グループ結成以来の活動実績:2年以上(令和2年3月末時点)。 ③ 本助成を過去3年以内(平成29年度以降)に受けていないこと。 ④ 規約(会則)、活動報告書類および会計報告書類が整備されており、規約(会則)に定めるグループ名義の金融機関口座を保有していること。	高齢者を主な対象として活動するボランティアグループおよび地域共生社会の実現につながる活動を行っている高齢者中心のボランティアグループに対し、活動において継続的に使用する用具・機器類の取得資金を助成。 ① 高齢者を対象とした生活支援サービス ② 高齢者による、地域共生社会の実現につながる活動 ③ 高齢者と他世代との交流を図る活動 ④ レクリエーションを通じて高齢者等の生活を豊かにする活動	1グループ上限10万円 (110グループ程度)	令和2年5月22日まで <b>※今年度の募集は終了しました。</b>	公益財団法人みずほ教育福祉財団福祉事業部 TEL 03-3596-4531	<a href="http://www.mizuho-ewf.or.jp/">http://www.mizuho-ewf.or.jp/</a>

助成金・補助金一覧表《安全》

(2020年6月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
兵庫県防犯カメラ設置補助事業	まちづくり防犯グループ等の地域団体	犯罪予防を目的として、公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器(防犯カメラシステム)及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費	1ヶ所 8万円	令和2年4月20日～6月30日 応募書を作成し、明石市総合安全対策室へ提出  ※今年度の募集は終了しました。	兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課 TEL 078-362-3225	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk14/ac16_000000008.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk14/ac16_000000008.html</a>
ひょうご安全の日推進事業(実践活動事業)	①地域団体(自主防災組織、自治会、マンション管理組合、まちづくり協議会等) ②学生グループ ③学校 ④企業・事業所	①防災訓練、防災学習 ②「マイ避難カード」の作成に係るワークショップ、避難訓練等 ③避難行動要支援者の個別支援計画の策定 ④地区防災計画の策定 ⑤避難所自主運営マニュアルの策定	上限30万円 (ただし、対象経費が2万円以上の場合に限る)	事業開始月の前月5日まで	ひょうご安全の日推進県民会議事務局(兵庫県復興支援課内) TEL 078-362-9984	<a href="http://19950117hyogo.jp/calendar/entry-275.html">http://19950117hyogo.jp/calendar/entry-275.html</a>
ひょうご安全の日推進事業(計画等策定支援専門家派遣事業)	個別支援計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体	個別支援計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体に指導・助言を行うため、ひょうご安全の日推進県民会議が登録した専門家(大学教員、防災士等)を無償で派遣	・助成金の交付決定日から原則1年以内 ・1回あたり2人まで ・原則10回まで(1回あたり3時間以内)	通年	ひょうご安全の日推進県民会議事務局(兵庫県復興支援課内) TEL 078-362-9984	<a href="http://19950117hyogo.jp/calendar/entry-275.html">http://19950117hyogo.jp/calendar/entry-275.html</a>
ひょうご安全の日推進事業(自主防災組織強化支援事業)	自主防災組織	以下の①～③のいずれかの防災訓練 ①避難行動要支援者対応を含む避難訓練 ②避難所自主運営マニュアル又はそれと同等の訓練計画による避難所運営訓練 ③その他特色ある訓練(例:夜間避難訓練等)	1団体あたり上限30万円	事業開始月の前々月20日まで	ひょうご安全の日推進県民会議事務局(兵庫県消防課内) TEL 078-362-9819	<a href="http://19950117hyogo.jp/calendar/entry-275.html">http://19950117hyogo.jp/calendar/entry-275.html</a>

助成金・補助金一覧表《こども》

(2020  
年6月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
あかしこども応援助成金 (活動経費への助成)	児童健全育成活動又は子育て支援活動を継続的に実践する市内に在住の方5人以上で構成されたグループ	児童健全育成や子育て支援活動を直接の目的として、市民グループ自らが主体的、自主的に計画し、実践していく活動で、継続的に展開されるものを対象	令和2年度については ①チャレンジコース(10万円まで) ②サポートコース(5万円まで) ③地域学習支援(20万円まで) ④未来のパパママ事業(4万円まで)	4月中旬～5月中旬(例年) <b>※今年度の募集は終了しました。</b>	一般財団法人 あかしこども財団 TEL 078-920-9670	<a href="https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/katsudou/chikikatsudo_shien/kodomoouen">https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/katsudou/chikikatsudo_shien/kodomoouen</a>
こどもの居場所づくり事業助成金	以下の要件すべてを満たす団体 ①明石市内でこども食堂を開設すること。 ②明石市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定程度整っていること。 ③概ね月1回以上こども食堂が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること。 ④地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。参加する子どもたちが主に明石市在住であること。 ⑤子どもたちへの食事の提供以外にプログラムを考えられていること。 ⑥地域に開かれた運営がなされること。 ⑦安全面・衛生面について適切な配慮がなされていること。 ⑧子どもたちの情報を適切に管理すること。	運営助成、特別助成、衛生管理助成	1年度70万円を上限に以下の内容で助成 【運営助成】開催1回につき助成 1万円～ 【特別助成】1年度に1回、原則備品の購入費として助成 3万円～ 【衛生管理助成】食品衛生協会が開催する食品衛生責任者講習会の受講料実費分を助成 8,000円  ※営業許可を取得している、主に飲食業を営む団体・個人の方の場合は助成額が異なります。	あかしこども財団に問い合わせ	一般財団法人 あかしこども財団 TEL 078-920-9670	<a href="https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/kodomoshokudo_joseikin">https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/kodomoshokudo_joseikin</a>

助成金・補助金一覧表 <環境>

(2020  
年6月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
明石市再生資源集団回収団体助成	市内の自治会、町内会、高年クラブ、子ども会、PTA、その他地域住民が組織する団体に次に掲げる要件をすべて備える団体。 ①団体の構成世帯が概ね20世帯以上であり、又は団体の構成員が概ね20人以上であること ②再生資源の集団回収を自ら実施していること ③年間の再生資源集団回収計画が策定されていること ④3年以上継続して集団回収活動をする見込みがあること ⑤営利を目的としない団体であること ⑥本市の規定により、市の登録を受けた団体であること。	市内の家庭から排出される再生資源を集団回収する団体に対し助成金を交付する。	再生資源の品目に応じて助成(回収量1キログラムにつき) ・新聞：3円 ・雑誌、雑がみ：5円 ・上記以外の紙類：4円 ・布類：4円 ・金属類：4円 ・びん類：4円	申請は、再生資源集団回収助成金交付申請書を提出 【活動期間：2020年1月～6月(第1期)】 申請：2020年7月 【活動期間：2020年7月～12月(第2期)】 申請：2021年1月	明石市市民生活局環境室 資源循環課 TEL 078-918-5794	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/syuudan_kaisyuu.html">http://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou_r/syuudan_kaisyuu.html</a>
飼い主のいない猫去勢・不妊手術助成金	市民、自治会、団体など	飼い主のいない猫によるふん害でお困りの地域の方が、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行い、手術にかかった費用の一部を助成するもの	上限オス5,000円メス10,000円 ①個人：5匹まで ②自治会・団体等：20匹まで ※手術金額が上記の金額より低い場合は、手術金額が助成金額	令和2年4月7日～ 助成金が満額に達した時点で終了	明石市市民生活局環境室 あかし動物センター TEL 078-918-5797	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/dobutsu/index.html">https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/dobutsu/index.html</a>
明石市まちづくり活動支援制度	【まちづくりアドバイザー派遣】 3人以上の住民または関係権利者で構成する団体  【まちづくり団体活動助成】 地区内(面積2,000平方メートル以上)の世帯数または権利者の半数以上で構成され、規約等を整備し、地区住民に活動内容や活動成果を周知できる団体	【まちづくり団体活動助成】 ・まちづくり構想や計画策定のための経費 ・まちづくりニュースやパンフレットの作成、勉強会などの会場使用料等	【まちづくりアドバイザー派遣】 1人1回5万円まで、延べ10人を上限  【まちづくり団体活動助成】 年間100万円を限度に最長5年間 ただし通算した助成合計額の上限は300万円	随時(助成期間等については別途協議)	明石市都市局都市整備室 都市総務課 TEL 078-918-5037	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/tosei/tokei_ka/machizukuri/toshi/toshi/shiensedo-02.html">http://www.city.akashi.lg.jp/tosei/tokei_ka/machizukuri/toshi/toshi/shiensedo-02.html</a>
県民まちなみ緑化事業	・自治会、婦人会、老人会などの住民団体 ・まとまった面積の緑化を行う土地所有者(個人・法人など)	①一般緑化(30㎡以上) ②ひろばの芝生化(30㎡以上) ③駐車場の芝生化(100㎡以上)	①一般緑化(上限400万円) ②ひろばの芝生化(上限400万円) ③駐車場の芝生化(上限375万円)	令和2年4月1日～11月30日	①②兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所まちづくり建築課 TEL 079-421-9402 ③兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課緑化政策班 TEL 078-362-3563	<a href="http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000005.html">http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000005.html</a>